

	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み等の活動の場づくり（文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動の実施等） ・学校入学前の障害児に対する集団適応のための指導・訓練の実施 ・障害児の親に対する療育指導等の実施 ・乳幼児期からの早期療育や各ライフステージ毎に必要な支援の連携した提供等 <p>(b) <u>障害が疑われる児童等をサービスに繋げるための事業（事業例）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産後の母親に対する相談等支援（新生児の段階で障害が発見された場合の母親に対する相談等支援等） ・親子体験通園等の実施 ・障害児通所支援の専門性を活かして行う母子保健事業や保育所等の従事者を対象とした障害児支援に関する研修等 <p>(6) <u>矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進</u></p> <p>ア <u>目的</u></p> <p>障害福祉サービス事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者等の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修等を実施することにより、矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行・定着を推進することを目的とする。</p> <p>イ <u>事業内容</u></p> <p>(ア) <u>研修事業</u></p> <p>障害福祉サービス事業所や相談支援事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者等の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修を実施</p> <p>(イ) <u>普及啓発事業</u></p> <p>地域住民をはじめとする関係機関等に対して、罪を犯した障害者等に関するシンポジウムの開催やパンフレットの作成等により広報その他の啓発活動を実施</p> <p>(ウ) <u>受入促進事業</u></p> <p>障害者支援施設、宿泊型自立訓練事業所、グループホーム又はケアホームが実施する矯正施設等を退所した障害者の受け入れ促進のために有効な取組への支援</p>
--	---

<p>【取組の例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>受け入れ前の求人その他の体制確保</u> ・ <u>従事者研修の開催 等</u> <p>(7) <u>その他日常生活支援</u> 上記(1)から(6)のほか、地域の要望に応じて都道府県より支援を行うことができる。</p> <p>【社会参加支援】 (ア) <u>(削除)</u></p> <p>(1) <u>手話通訳者設置</u> 聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を福祉事務所等公的機関に設置する。なお、設置する手話通訳者は、意思疎通支援事業(別記6)の4の(2)の<u>ア</u>に掲げる者の設置に努めること。 (b) <u>(削除)</u></p> <p>(2) <u>字幕入り映像ライブラリーの提供</u> 字幕又は手話を挿入したビデオカセットテープ等を製し、聴覚障害者等に貸し出しする。なお、社会福祉法人聴覚障害者情報文化センターの「字幕ビデオライブラリー共同事業」との連携に留意すること。 (b) <u>(削除)</u> ((ウ) <u>(削除)</u>)</p>	<p>(6) <u>情報支援等事業</u> ア <u>目的</u> 障害のために日常生活上必要な情報の入手等が困難な者に対し、必要な支援を行い、日常生活上の便宜を図ることを目的とする。 イ <u>事業内容</u> (ア) <u>手話通訳設置事業</u> a <u>事業内容</u> 聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳を行う者を福祉事務所等公的機関に設置する。 b <u>留意事項</u> 設置する手話通訳を行う者は、<u>コミュニケーション支援事業(別記2)の4の(2)のア</u>に定義する「<u>手話通訳者</u>」とすること。 (イ) <u>字幕入り映像ライブラリー事業</u> a <u>事業内容</u> 字幕又は手話を挿入したビデオカセットテープ等を製し、聴覚障害者等に貸し出しする。 b <u>留意事項</u> 社会福祉法人聴覚障害者情報文化センターの「<u>字幕ビデオライブラリー共同事業</u>」との連携に留意すること。 (ウ) <u>盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業</u> a <u>事業内容</u> 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。</p>
--	--

<p>(3) 点字・声の広報等発行 文字による情報入手が困難な障害者等のために、点訳、音声訳 その他障害者等にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広 報、障害者等が地域生活をすうえで必要度の高い情報などを定 期的又は必要に応じて適宜、障害者等に提供する。</p> <p>(4) 点字による即時情報ネットワーク (略) ((カ) (削除))</p> <p>(ア (削除))</p> <p>(5) 障害者ITサポートセンター運営 (略)</p> <p>(6) パソコンボランティア養成・派遣 (略) ((ウ) (削除))</p> <p>(ア (削除))</p>	<p>b 留意事項</p> <p>(a) 事業の実施に当たり、盲ろう者のニーズの積極的 な把握に努めるとともに、個々の盲ろう者の意向を踏 まえ、適任者を選定する。なお、必要に応じて適任者 の選定・派遣のための調整者の設置についても配慮す ること。</p> <p>(b) 実施主体は、事業の実施に当たり、社会福祉法人 全国盲ろう者協会が行う派遣事業の対象者と重複す ることのないよう留意すること。</p> <p>(工) 点字・声の広報等発行事業 文字による情報入手が困難な障害者等のために、点訳、 音声訳その他障害者等にわかりやすい方法により、地方 公共団体等の広報、障害者等が地域生活をすうえで必 要度の高い情報などを定期的に障害者等に提供する。</p> <p>(才) 点字による即時情報ネットワーク事業 (略)</p> <p>(カ) その他情報支援等事業 その他、障害のために日常生活上必要な情報の入手等 が困難な者に対し、必要な事業を行う。</p> <p>(7) 障害者IT総合推進事業</p> <p>ア 目的 障害者等の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正 を図るため、障害者ITサポートセンターを拠点とし、各I T関連事業を総合的かつ一体的に実施し、ITを活用しての 障害者等の社会参加を一層促進することを目的とする。</p> <p>イ 事業内容</p> <p>(ア) 障害者ITサポートセンター運営事業 (略)</p> <p>(イ) パソコンボランティア養成・派遣事業 (略)</p> <p>(ウ) その他障害者等のIT活用を支援する事業</p> <p>(8) 社会参加促進事業</p> <p>ア 目的 スポーツ・芸術活動等の事業を行うことにより、障害者等 の社会参加を促進することを目的とする。</p> <p>イ 事業内容</p>
--	--

<p>(7) 都道府県障害者社会参加推進センター運営 障害者等の社会参加を推進するために適当な障害者福祉団体に都道府県障害者社会参加推進センターを設置・運営する。</p> <p>(b) (削除))</p> <p>(8) 身体障害者補助犬育成 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を使用することにより社会参加が見込まれる者に対し、その育成に要する費用を助成する。なお、実施主体は、関係団体等の要望を聞き、需要の積極的把握に努めるとともに育成計画を策定するよう努めること。</p> <p>(b) (削除))</p> <p>(9) 奉仕員養成研修 聴覚障害者等との交流活動の推進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成研修する。なお、養成講習を修了した者（これと同等の能力を有する者を含む。）について本人の承諾を得て奉仕員としての登録を行い、これを証明する証票を交付すること。また、活動ができなくなった奉仕員については、証票を返還させ登録を抹消すること。</p> <p>(b) (削除))</p> <p>(10) スポーツ・レクリエーション教室開催等 スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力</p>	<p>(ア) 都道府県障害者社会参加推進センター運営事業 a 事業内容 障害者等の社会参加を推進するために適当な障害者福祉団体に都道府県障害者社会参加推進センターを設置・運営する。 b 留意事項 中央障害者社会参加推進センターとの連携を密にし、事業の水準向上に努めること。</p> <p>(イ) 身体障害者補助犬育成事業 a 事業内容 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を使用することにより社会参加が見込まれる者に対し、その育成に要する費用を助成する。</p> <p>b 留意事項 実施主体は、関係団体等の要望を聞き、需要の積極的把握に努めるとともに育成計画を策定するよう努めること。</p> <p>(ウ) 奉仕員養成研修事業 a 事業内容 聴覚障害者等との交流活動の推進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成研修する。</p> <p>b 留意事項 養成講習を修了した者（これと同等の能力を有する者を含む。）について本人の承諾を得て奉仕員としての登録を行い、これを証明する証票を交付すること。なお、活動ができなくなった奉仕員については、証票を返還させ登録を抹消すること。</p> <p>(エ) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 a 事業内容</p>
--	---

<p>増強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため、<u>障害者スポーツ指導員の養成、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会などを開催し、障害者スポーツに触れる機会等を提供する。</u>なお、<u>障害者スポーツ指導員の養成に当たっては、公益財団法人日本障害者スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）が定める「障害者スポーツ指導員基準カリキュラム」</u>を利用するなど、<u>スポーツ協会と緊密な連携を図ること。</u></p> <p>(b) (削除))</p> <p>(11) <u>文化芸術活動振興</u> <u>障害者等の文化芸術活動を振興するため、障害者等の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会を提供するとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。</u></p> <p>(b) (削除))</p> <p>(12) サービス提供者情報提供等 <u>障害者等が、都道府県間を移動する場合に、その目的地において適切なサービスの提供を受けられるよう、必要な情報の提供等を行う。</u></p> <p>(b) (削除))</p>	<p>スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため、<u>スポーツ指導員の養成や各種スポーツ・レクリエーション教室及び障害者スポーツ大会の開催を行う。</u></p> <p>b 留意事項 (a) <u>参加する障害者等の事故の防止等に十分留意すること。</u> (b) <u>スポーツ指導員の養成に当たっては、財団法人日本障害者スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）が定める「公認障害者スポーツ指導者養成研修基準カリキュラム」</u>を利用するなど、<u>スポーツ協会と緊密な連携を図ること。</u></p> <p>(オ) <u>芸術・文化講座開催等事業</u> a <u>事業内容</u> <u>障害者等の芸術・文化活動を振興するため、障害者等の作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。</u> b <u>留意事項</u> <u>芸術・文化活動を行っている障害者等の把握に努めるとともに、民間活動の情報を収集し、障害者等に芸術・文化活動の発表の場の情報提供を行う等の支援を行うこと。</u></p> <p>(カ) サービス提供者情報提供等事業 a <u>事業内容</u> <u>障害者等が、都道府県間を移動する場合に、その目的地において適切なサービスの提供を受けられるよう、必要な情報の提供等を行う。</u> b <u>留意事項</u> <u>実施主体は、サービス提供者（指定居宅介護事業者、手話通訳者等）や関連事業との連携を図るとともに、</u></p>
---	--

<p>((キ) (削除))</p> <p>(13) <u>その他社会参加支援</u> 上記(1)から(12)のほか、地域の要望に応じて都道府県の判断により支援を行うことができる。</p> <p>((9) 成年後見制度普及啓発等事業は【権利擁護支援】の(1)及び(2)へ移動)</p> <p>【権利擁護支援】</p> <p>(1) 成年後見制度普及啓発</p> <p>ア 目的 成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。</p> <p>イ 事業内容 成年後見制度の利用を促進のための普及啓発を行う。</p> <p>(2) 成年後見制度法人後見支援</p> <p>ア 目的 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援すること、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。</p> <p>イ 事業内容 (ア) 市民後見人の活用も含めた法人後見実施のための研修 a 研修対象者 法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等</p>	<p>適切かつ公正な情報提供に努めること。</p> <p>(キ) <u>その他社会参加促進事業</u> 事業内容 その他、障害者等の社会参加の促進に必要な事業を行う。</p> <p>((9) 成年後見制度普及啓発等事業は【権利擁護支援】の(1)及び(2)へ移動)</p> <p>(9) 成年後見制度普及啓発等事業</p> <p>ア 目的 成年後見制度の利用促進のための普及啓発や法人後見の立ち上げの支援を行うことにより、障害者の成年後見制度の利用を促進するための体制整備を図ることを目的とする。</p> <p>イ 事業内容 (ア) 成年後見制度利用促進のための普及啓発事業 成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う事業を実施する。 (イ) 法人後見立ち上げ支援事業 障害者の親の会などによる法人後見を行う事業所を開設するために必要となる設備整備・職員研修等を支援する。</p>
--	--

<p>b 研修内容等</p> <p>都道府県は、それぞれの地域の実情に応じて、法人後見に要する運営体制、財源確保、後見監督人との連携手法等、市民後見人の活用も含めた法人後見の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容の研修カリキュラムを作成するものとする。</p> <p>(イ) 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築</p> <p>a 法人後見の活用等のための地域の実態把握</p> <p>b 法人後見推進のための検討会等の実施</p> <p>(ウ) 法人後見の適正な活動のための支援</p> <p>弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築</p> <p>(エ) その他、市民後見人を活用した法人後見の活動の推進に関する事業</p> <p>(3) その他権利擁護支援</p> <p>上記(1)及び(2)のほか、地域の要望に応じて都道府県の判断により支援を行うことができる。</p>	<p>(1) 盲人ホーム事業 (略)</p> <p>(3) 重度障害者在宅就労促進特別事業(バーチャル工房支援事業)</p> <p>ア 目的 在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練等の支援を行うことにより、在宅の障害者の就労の促進を図ることを目的とする。</p> <p>イ 事業の内容 実施主体が利用者に対し訓練を行うため作業を受注し、当該作業を元に、在宅就労に必要な情報処理技術の教育・支援等を行うほか、雇用希望者のための職場開拓等自立に向けた支援を実施する。</p>
<p>【就業・就労支援】</p> <p>(1) 盲人ホームの運営 (略)</p> <p>(2) 重度障害者在宅就労促進(バーチャル工房支援)</p> <p>ア 目的 身体機能の障害等により企業等への通勤が困難な在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練等の支援を行うことにより、在宅の障害者の就労の促進を図ることを目的とする。</p> <p>イ 事業内容 実施主体が利用者に対し訓練を行うため作業を受注し、当該作業を元に、在宅就労に必要な情報処理技術の教育・支援等を行うほか、雇用希望者のための職場開拓等自立に向けた支援を</p>	<p>(1) 盲人ホーム事業 (略)</p> <p>(3) 重度障害者在宅就労促進特別事業(バーチャル工房支援事業)</p> <p>ア 目的 在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練等の支援を行うことにより、在宅の障害者の就労の促進を図ることを目的とする。</p> <p>イ 事業の内容 実施主体が利用者に対し訓練を行うため作業を受注し、当該作業を元に、在宅就労に必要な情報処理技術の教育・支援等を行うほか、雇用希望者のための職場開拓等自立に向けた支援を実施する。</p>

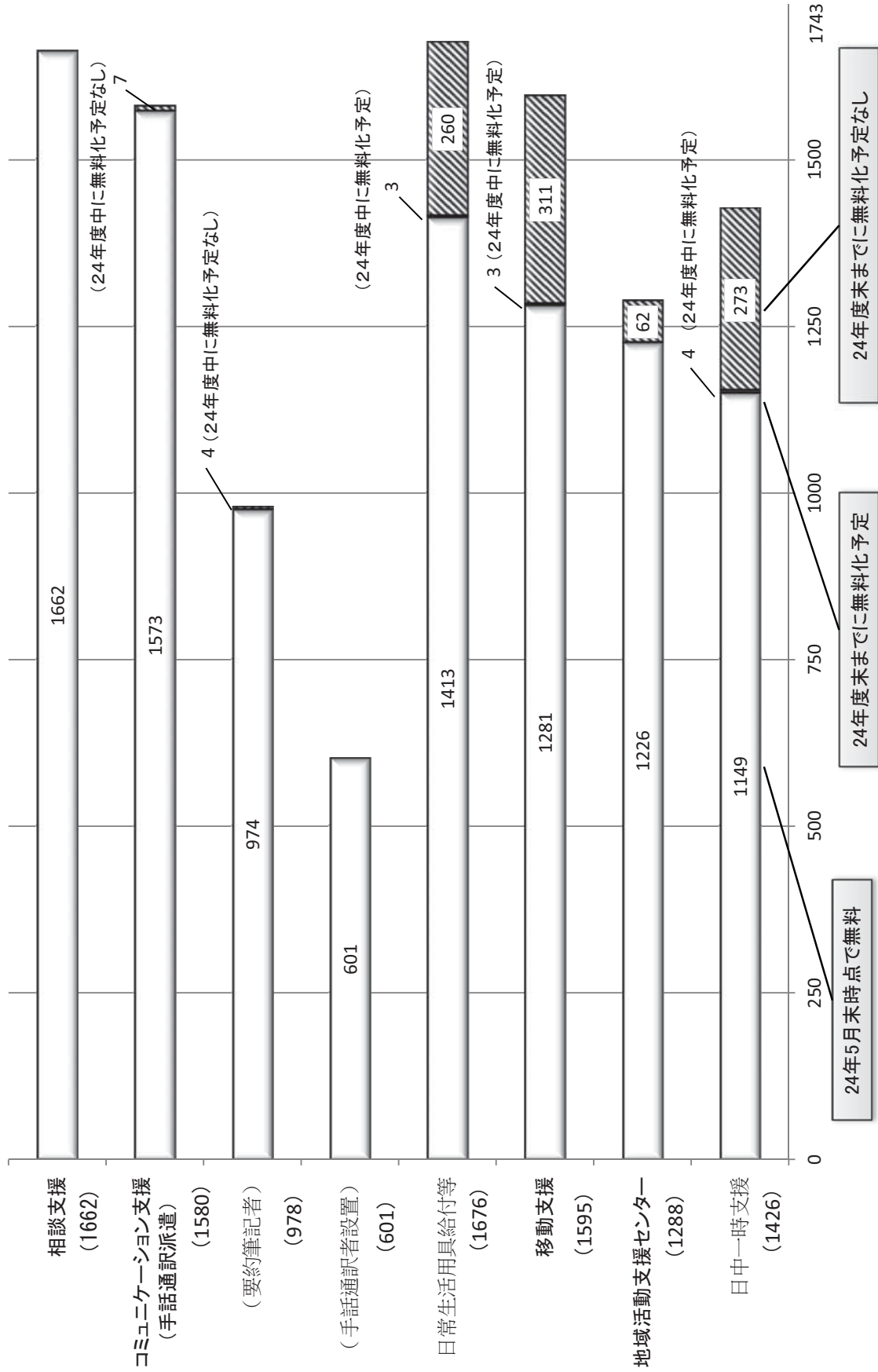
<p>実施する。 <u>なお、実施主体は、設置地域その他の状況を勘案して、障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体と連携・協力関係を構築するとともに、当該在宅就業支援団体に対して、必要に応じて助言・援助を求めるなど、適宜連携を図ること。</u></p> <p>ウ (削除)</p> <p>エ (削除)</p> <p>(3) <u>一般就労移行等促進</u></p> <p>ア 目的 <u>一般就労への移行及びその後のフォローアップ等を含めた支援を実施することにより、一般就労及び就労定着について、さらなる促進を図ることを目的とする。</u></p> <p>イ 事業内容 <u>(ア) 障害者一般就労・定着促進支援</u> <u>就労移行支援事業者等が、既に就労している障害者に対して、勤務終了後に自主交流会を実施するなど、就労定着に資する支援を実施する。</u> <u>(イ) 職場見学促進</u> <u>就労移行支援事業者等が、当該事業所利用者及びその家族等に対して、障害者が雇用されている企業見学を実施する。</u> <u>(ウ) 離職・再チャレンジ支援助成</u> <u>就労移行支援事業者等が、以下の支援等を本人・親・事業所</u> <u>所</u><u>に実施した場合に助成する。</u> <u>a 離職の危機を迎えている者について、状況確認をし、課題整理の上で、企業内での環境改善及び本人の復職に</u></p>	<p>ウ <u>利用者の要件</u> <u>利用者は、身体機能の障害等により企業等への通勤が困難な者であって情報機器を用いた在宅での就労を希望する者と</u> <u>する。</u></p> <p>エ <u>在宅就業支援団体との連携</u> <u>実施主体は、設置地域その他の状況を勘案して、障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体と連携・協力関係を構築するとともに、当該在宅就業支援団体に対して、必要に応じて助言・援助を求めるなど、適宜連携を図ること。</u></p>
--	---

<p>向けた調整</p> <p>b やむを得ず離職した者に就労・訓練の機会提供などにかかるとする支援</p> <p>c 企業で働いている障害者のうちで、生活面等の支援が必要となったものの、支援機関に届いていない者を早期発見するための取組や、その直面する課題に対して適切な支援機関につながるなどの支援</p> <p>※ 各支援等においては、地域の障害者就業・生活支援センター等と協力すること。</p> <p>(4) 障害者就業・生活支援センター体制強化</p> <p>ア 目的 障害者就業・生活支援センターの体制強化を図るため、必要職員を配置するための経費以外の経費について、地域の実情に応じて、柔軟に実施できることを目的とする。</p> <p>イ 事業内容 障害者就業・生活支援センターの体制強化を図るため、必要職員を配置するための経費以外の経費（例えば支援体制強化のための非常勤職員の配置等にかかる経費）について助成する。</p> <p>(5) その他就業・就労支援 上記(1)から(4)のほか、地域の要望に応じて都道府県の判断により支援を行うことができる。</p> <p>【重度障害者に係る市町村特別支援】 (略)</p> <p>(別記 20)</p> <p>別 紙 2 廃止通知一覧</p>	<p>(4) 重度障害者に係る市町村特別支援事業 (略)</p> <p>(別記 12)</p> <p>別 紙 2 特別支援事業 (略) 廃止通知一覧</p>
--	--

別紙2

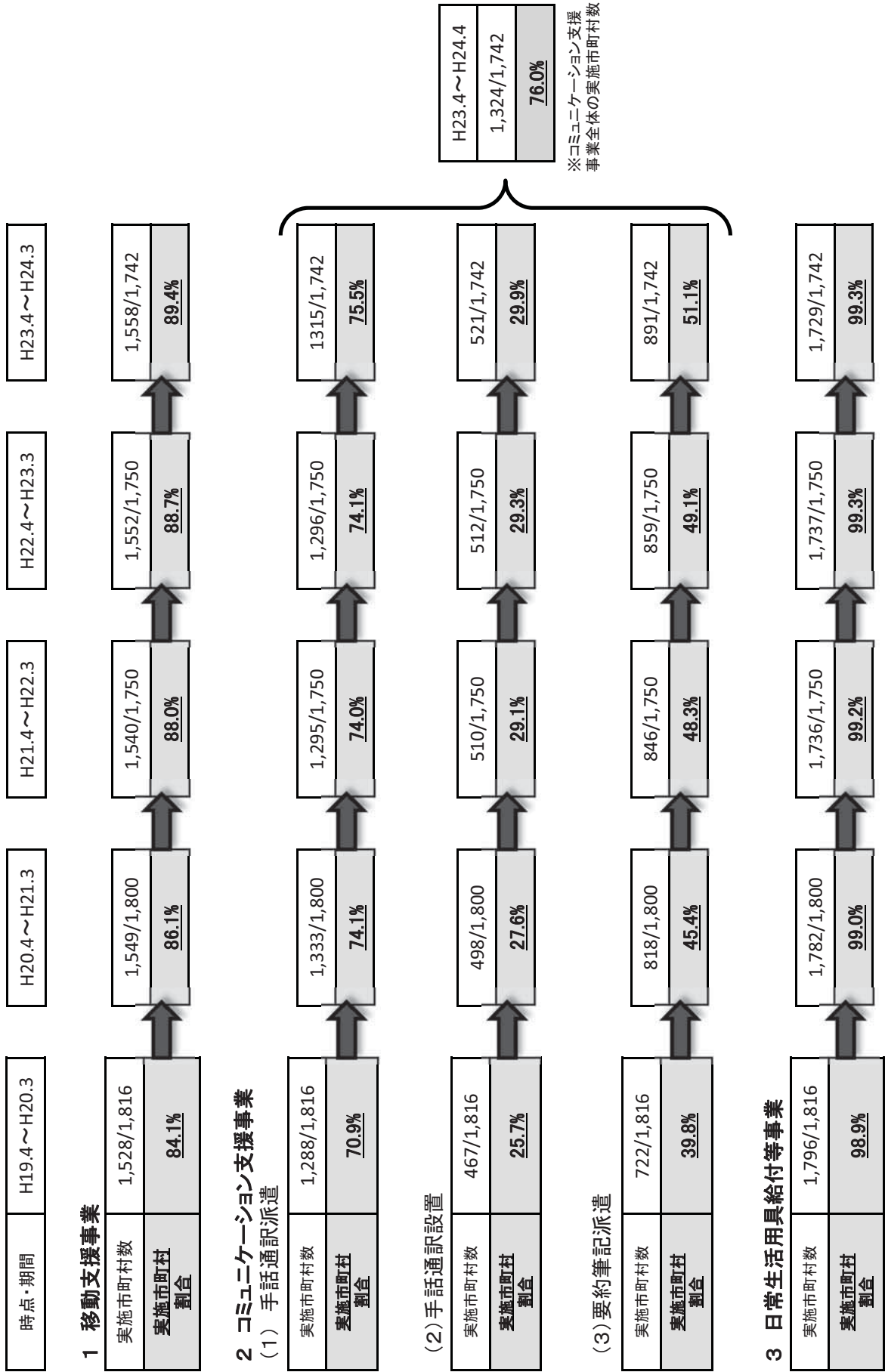
1～16 (略)	1～16 (略)
17 平成11年4月1日障企第29号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知「要約筆記奉仕員の養成カリキュラム等について」	

地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況(平成24年度)



※1 各自治体からの報告に基づき厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室において集計したもの。
 ※2 数値は市町村数。
 ※3 広域連合(高知県 5市町村)は1市町村としてカウントしている。

地域生活支援事業（必須事業のうち3事業）の実施状況

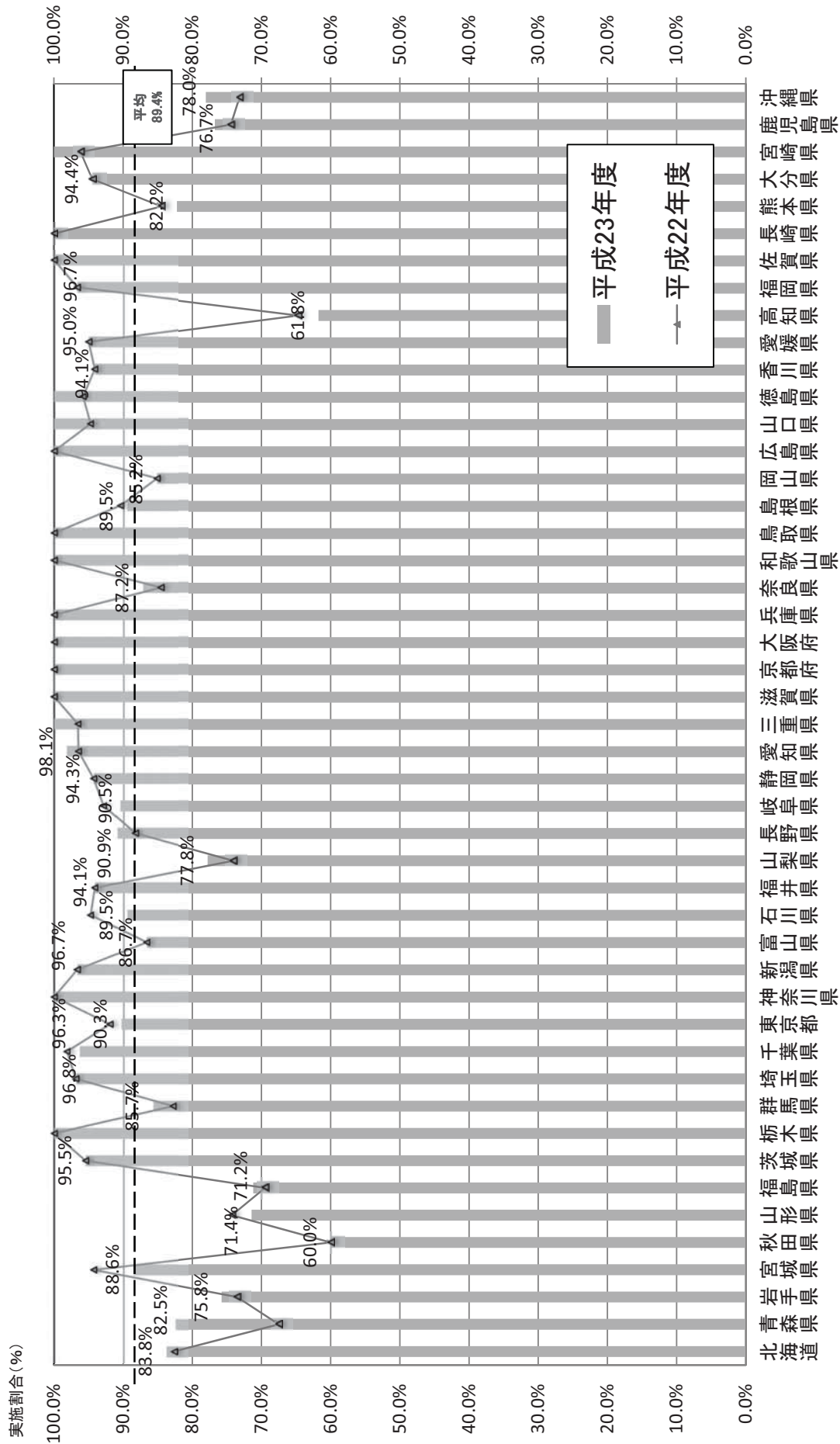


各期間の実施割合算定のための分母となる全国市町村数は、それぞれ各期間の末日における全国市町村数である。

※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したものの。

移動支援事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,558市町村／1,742市町村（H24.3.31現在）で実施割合は89.4%である。

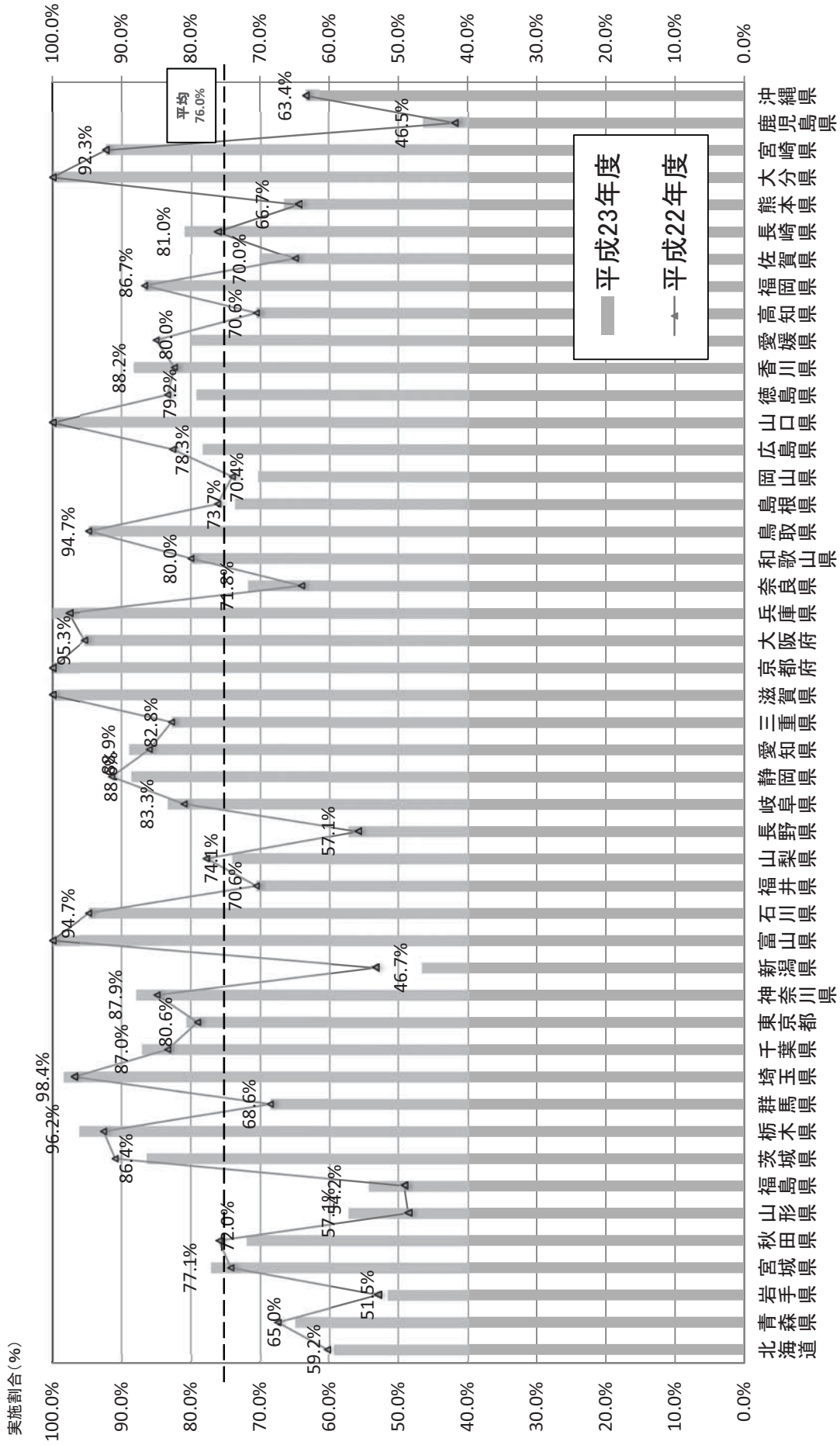


(資料1-4)

※数値は平成23年度値。
 ※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したものの。

コミュニケーション支援事業の実施状況【都道府県別】

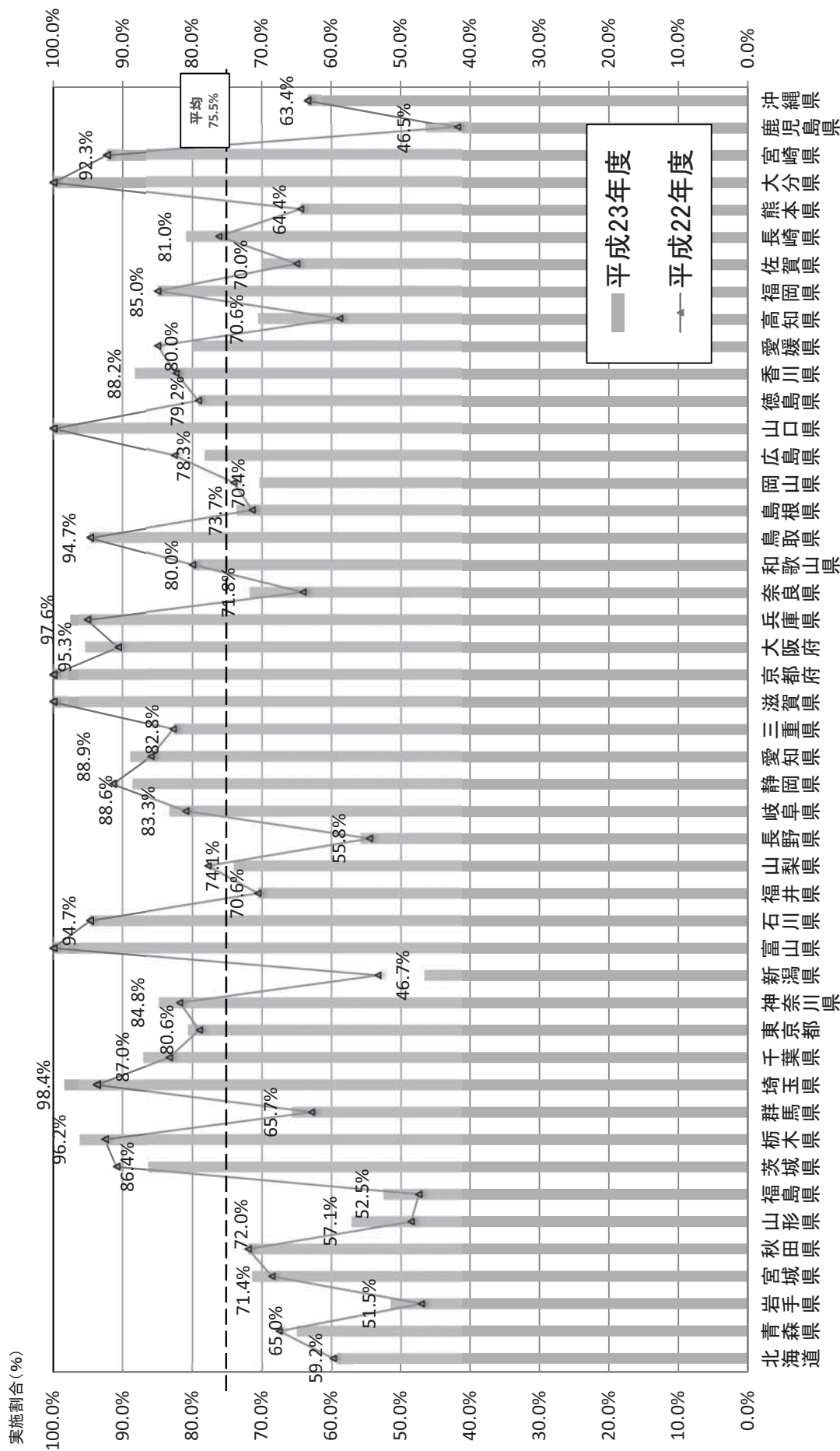
- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,324市町村／1,742市町村（H24.3.31現在）で実施割合は76.0%である。



※数値は平成23年度値。
 ※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したものの。

（内訳1）手話通訳者派遣事業の実施状況【都道府県別】

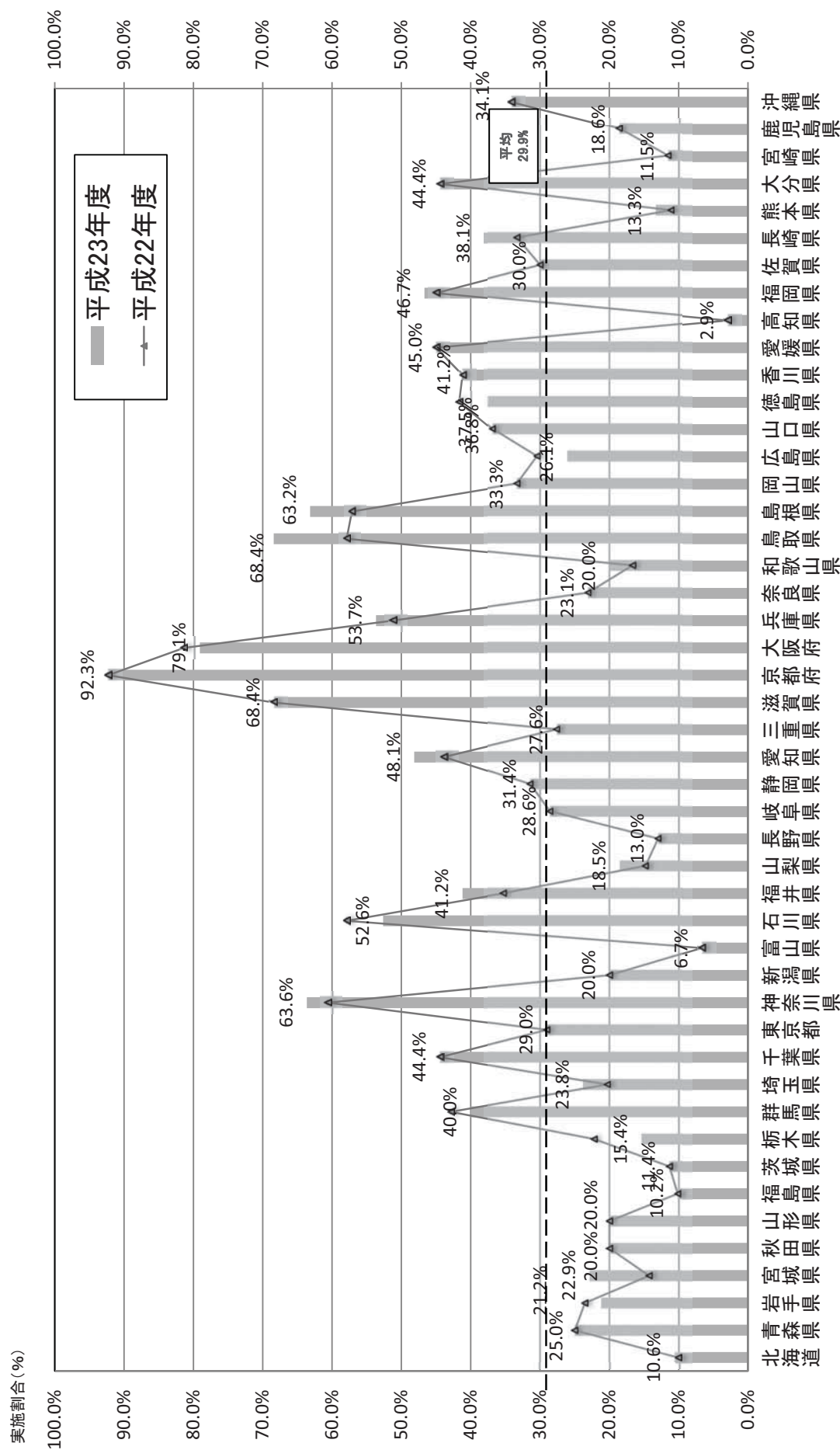
- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,315市町村／1,742市町村（H24.3.31現在）で実施割合は75.5%である。



※数値は平成23年度値。
 ※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したものの。

【都道府県別】実施状況【手話通訳者設置事業】(内訳2)

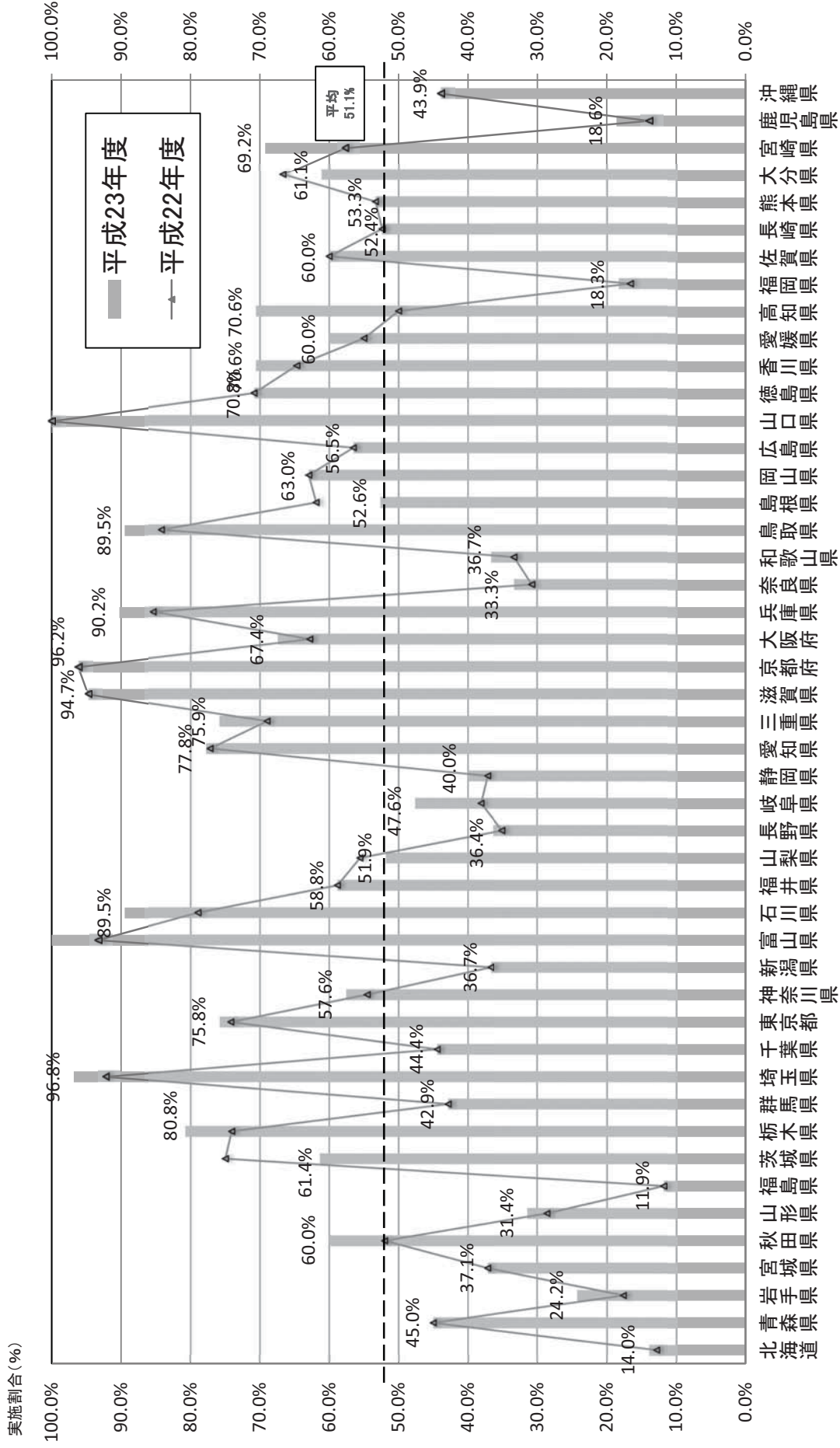
- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では521市町村／1,742市町村(H24.3.31現在)で実施割合は29.9%である。



※数値は平成23年度値。
 ※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したものの。

（内訳3） 要約筆記者派遣事業の実施状況【都道府県別】

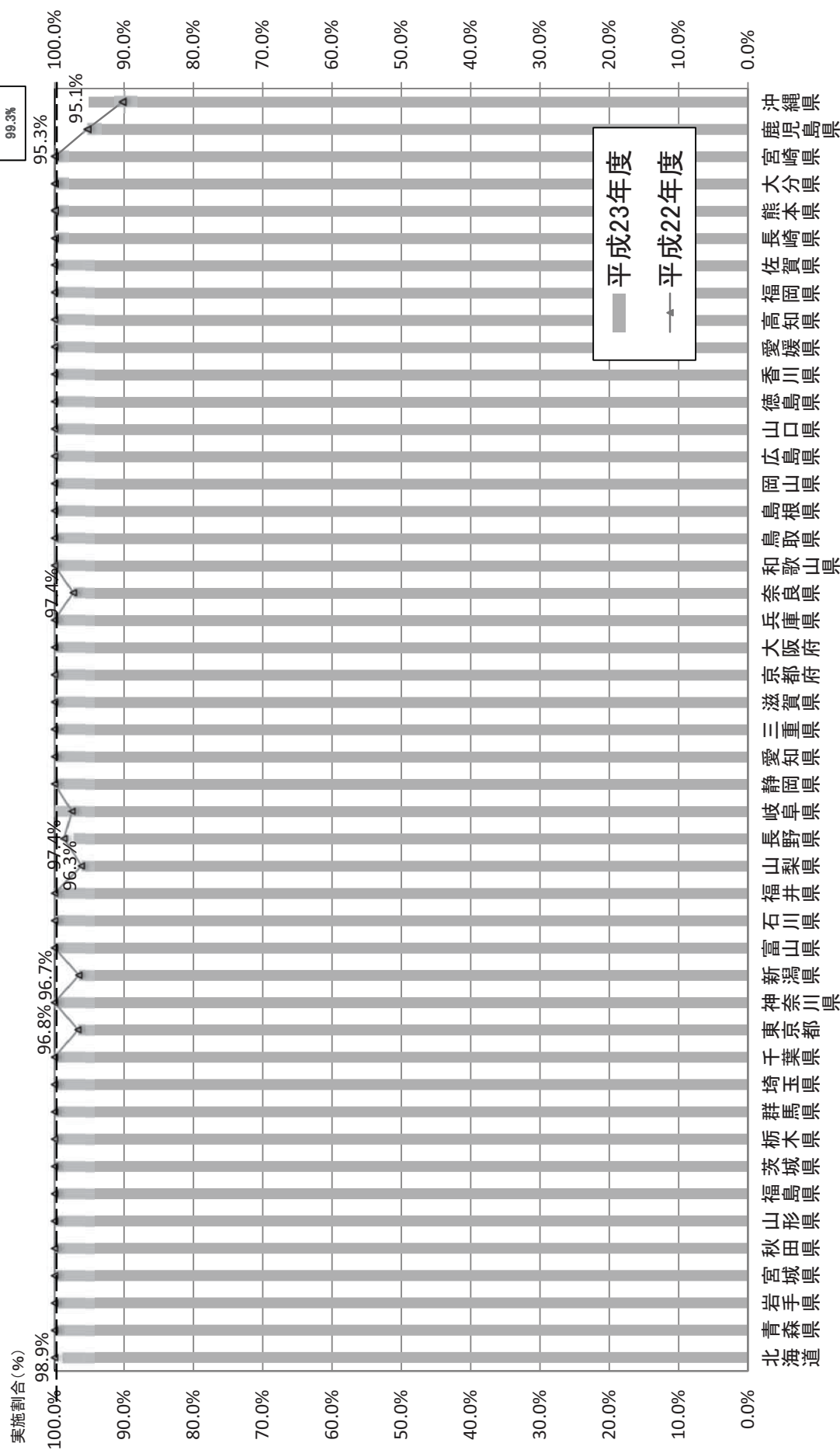
- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では891市町村／1,742市町村（H24.3.31現在）で実施割合は51.1%である。



※数値は平成23年度値。
 ※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したものである。

日常生活用具給付等事業の実施状況【都道府県別】

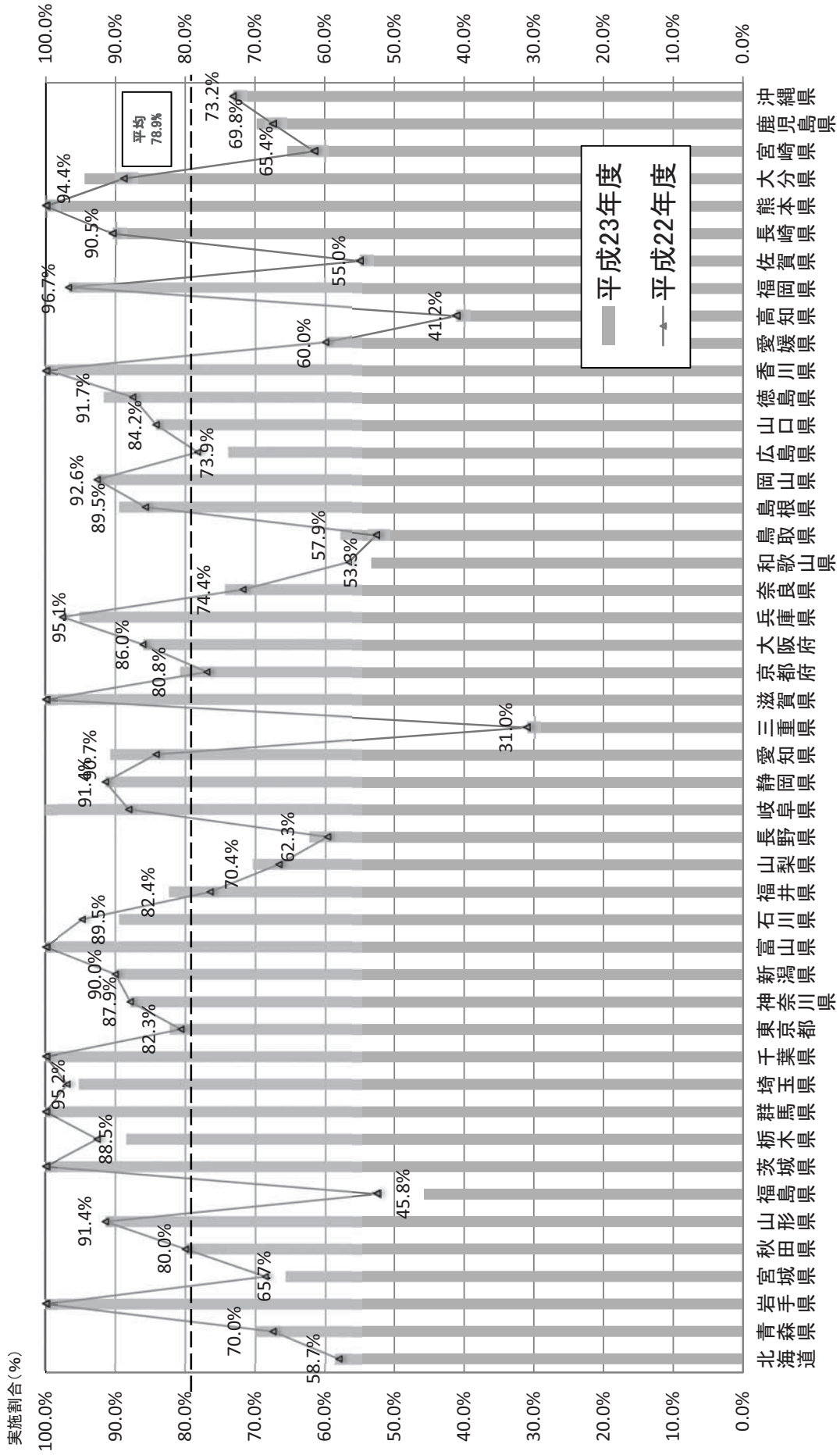
- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,729市町村／1,742市町村（H24.3.31現在）で実施割合は99.3%である。



※数値は平成23年度値。
 ※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したものの。

地域活動支援センター基礎的事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,375市町村／1,742市町村（H24.3.31現在）で実施割合は78.9%である。

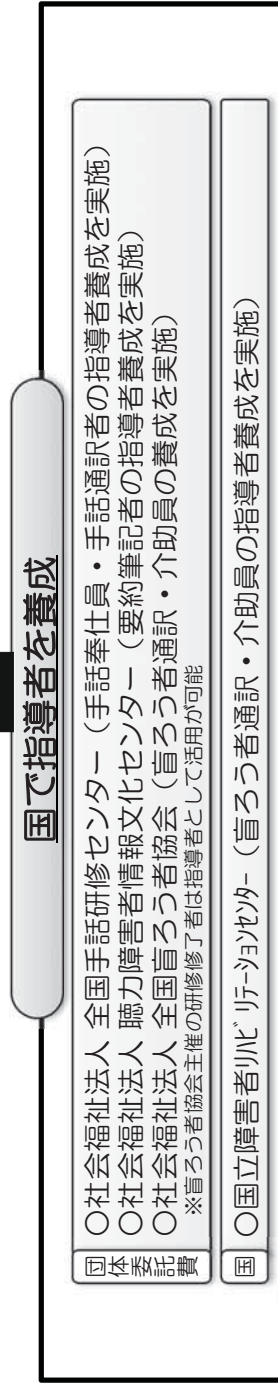
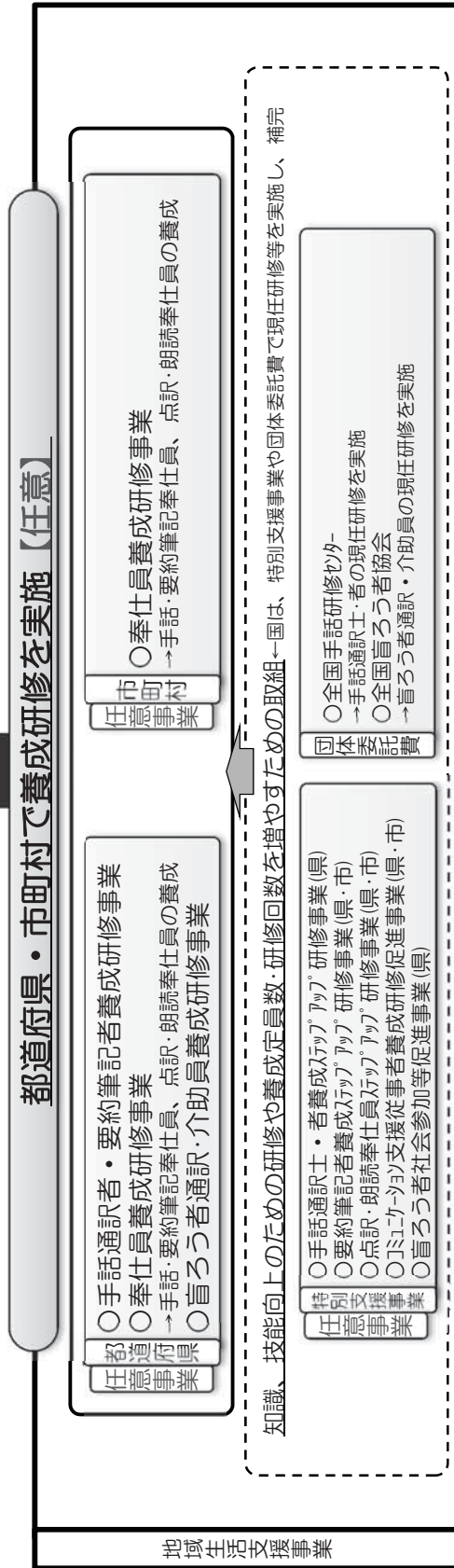
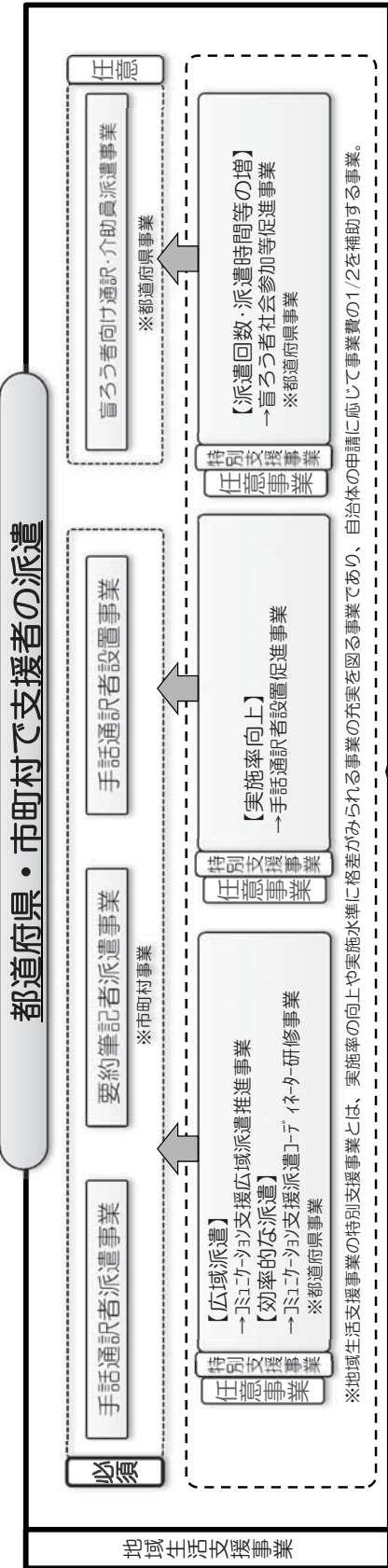


※数値は平成23年度値。
 ※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したものの。

意思疎通支援の強化について

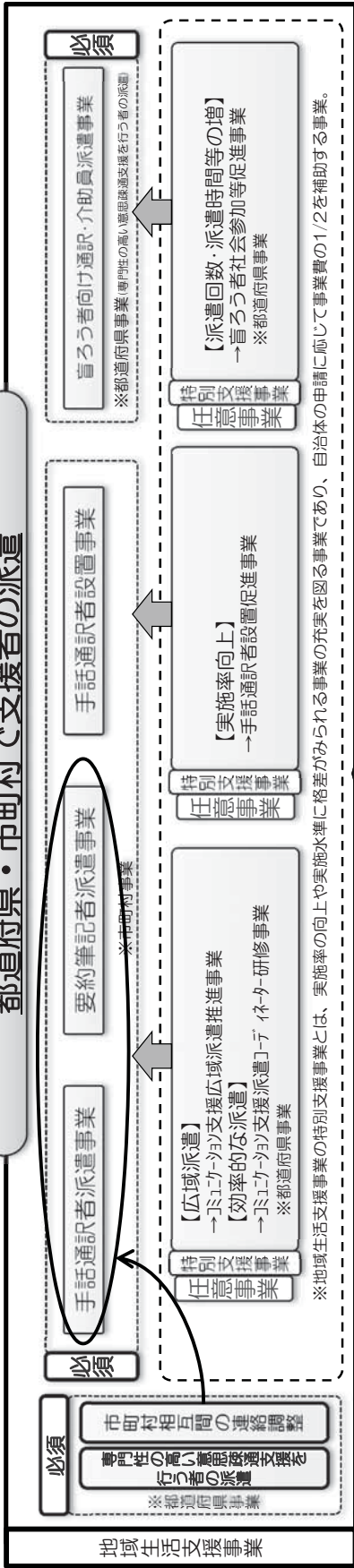
- 手話通訳等を行う者の派遣又は養成を行う事業については、広域的な派遣の実施が難しいなどの課題があったため、障害者総合支援法の地域生活支援事業では、市町村と都道府県の役割分担を明確にするなど意思疎通支援の強化を図ることとしている。
- 意思疎通支援を行う者の養成については、市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として、手話奉仕員の養成研修を追加するとともに、都道府県の必須事業として、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修を追加している。
- また、意思疎通支援を行う者の派遣については、都道府県の必須事業として、専門性の高い分野などで市町村が派遣できない場合などへの派遣、市町村域を越えた派遣が市町村において円滑に実施できるよう派遣に係る市町村間の連絡調整を行うことを追加している。

障害者自立支援法のコミュニケーション支援(概要)

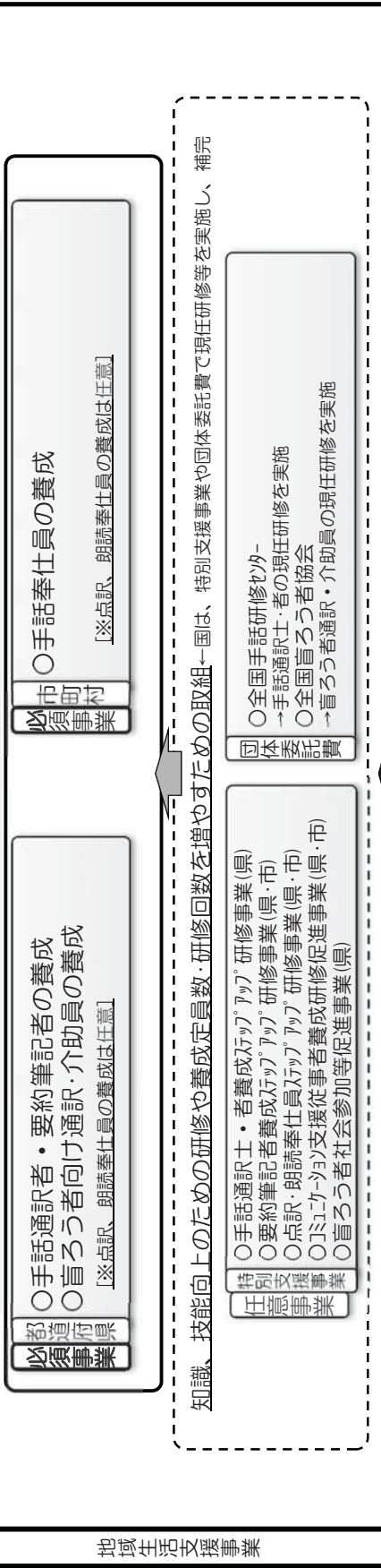


障害者総合支援法の意思疎通支援(概要) (平成25年4月1日～)

都道府県・市町村で支援者の派遣



都道府県・市町村で養成研修を実施【必須】



国で指導者を養成

- 団体委託費**
- 社会福祉法人 全国手話研修センター (手話奉仕員・手話通訳者の指導者養成を実施)
 - 社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター (要約筆記者の指導者養成を実施)
 - 社会福祉法人 全国盲ろう者協会 (盲ろう者通訳・介助員の養成を実施)
- ※盲ろう者協会主催の研修修了者は指導者として活用が可能
- 国**
- 国立障害者リハビリテーションセンター (盲ろう者通訳・介助員の指導者養成を実施)

地域生活支援事業の意思疎通支援の内容

※地域生活支援事業の必須事業として実施するものを整理している。

	手話通訳	要約筆記	触手話及び指点字
養成	市町村 【意思疎通支援を行う者の養成】	—	—
	都道府県 【特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成】	要約筆記者の養成	盲ろう者向け※1 通訳・介助員の養成
設置	市町村 【意思疎通支援を行う者の設置】	※2	※2
	都道府県	—	—
派遣	市町村 【意思疎通支援を行う者の派遣】	要約筆記者の派遣	—
	都道府県 【特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣】	・複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、 研修、講演、講義等 ・市町村が派遣できない場合 などへの派遣を想定。	盲ろう者向け 通訳・介助員の派遣
連絡調整	都道府県 【派遣に係る市町村相互間の連絡調整】	A市在住の者が同都道府県B市(又は他都道府県C市)に出向く場合などにおいて、都道府県が両市間の派遣調整を行うことなどを想定。	—

(※1)盲ろう者向け通訳・介助員の養成については、現在、盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラムを検討中であり、年度末までにお示しすることとしている。
(※2)意思疎通支援を行う者の設置については、手話通訳者の設置が望ましいが、要約筆記、触手話及び指点字等を行う支援者等の設置についても必要に応じて設置すれば、必須事業を実施したものと取り扱われる。
(※3)障害者総合支援法の意思疎通支援事業については、手話通訳者や要約筆記者の派遣等だけでなく、代筆、代読等の意思疎通支援を行う事業を実施することができる。

難病患者等日常生活用具給付事業と障害者総合支援法の日常生活用具と補装具の関係

難病患者等日常生活用具の対象種目	障害者総合支援法上の対応	備考
便器	日常生活用具(自立生活支援用具)	
特殊マット	日常生活用具(介護・訓練支援用具)	
特殊寝台	日常生活用具(介護・訓練支援用具)	
特殊尿器	日常生活用具(介護・訓練支援用具)	
体位変換器	日常生活用具(介護・訓練支援用具)	
入浴補助用具	日常生活用具(自立生活支援用具)	
車椅子(電動車椅子も含む)	補装具(車椅子、電動車椅子)	
歩行支援用具(手すり、スロープ等)	日常生活用具(自立生活支援用具)	
歩行支援用具(歩行器)	補装具(歩行器)	
電気式たん吸引器	日常生活用具(在宅療養等支援用具)	
意思伝達装置	補装具(重度障害者用意思伝達装置)	
ネブライザー	日常生活用具(在宅療養等支援用具)	
移動用リフト	日常生活用具(介護・訓練支援用具)	
居宅生活動作補助用具	日常生活用具(居宅生活動作補助用具)	
特殊便器	日常生活用具(自立生活支援用具)	
訓練用ベッド	日常生活用具(介護・訓練支援用具)	障害児のみに限定しない配慮が必要。
自動消火器	日常生活用具(自立生活支援用具)	
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	日常生活用具(在宅療養等支援用具)	対象種目とする配慮が必要。
整形靴	補装具(靴型装具)	

難病患者等日常生活用具給付事業の対象種目等

種目	基準額	対象者	性能
便器	4,450円 5,400円 (便器に手すり をつけた場合)	常時介護を要する者	難病患者等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)
特殊マット	19,600円	寝たきりの状態にある者	褥創の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊寝台	154,000円	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる用具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
特殊尿器	67,000円	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	15,000円	寝たきりの状態にある者	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
入浴補助用具	90,000円	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。
車椅子	70,400円 314,000円 (電動の場合)	下肢が不自由な者	難病患者等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。(歩行機能を電動車椅子によらなければ代行できない者については、電動車椅子も含む。)
歩行支援用具	60,000円	下肢が不自由な者	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等であって、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
電気式たん吸引器	56,400円	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
意思伝達装置	470,000円	言語機能を喪失した者又は言語機能が著しく低下している筋萎縮性側索硬化症等の神経疾患患者であって、コミュニケーション手段として必要があると認められる者	まばたき、筋電センサー等の特殊な入力装置を備え、難病患者等が容易に使用し得るもの。
ネブライザー	36,000円	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
移動用リフト	159,000円	下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。
居宅生活動作補助用具	200,000円	下肢又は体幹機能に障害のある者	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
特殊便器	151,200円	上肢機能に障害のある者	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。
訓練用ベッド	159,200円	下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。
自動消火器	28,700円	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	157,500円	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病官患者等が容易に使用し得るもの。
整形靴	132,400円	下肢が不自由な者	難病患者等の身体状況を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。

※平成24年度の難病患者等日常生活用具給付事業

21年12月15日
障害保健福祉部
自立支援振興室
地域生活支援係

「地域活動支援センター機能強化事業」の見直しの基本的な考え方について

はじめに

昨年度、会計検査院の現地検査において、ある市町村で地域活動支援センター機能強化事業の算定にあたり、基礎的事業と機能強化事業の事業費の算定が不適当とする事案が指摘されました。

そのため、当室より、本年9月の全国会議において各市町村へ自己点検をお願いしたところです。

その際、一部の都道府県から、チェックシートのようなものを提示できないかとする意見が述べられたことから、今回、各市町村における自己点検及びそれに伴う見直し作業にあたっての技術的な助言として以下の考え方の整理をお伝えすることとしたものです。

なお、参考として具体的な会計検査院の指摘の概要についても周知します。

1 地域活動支援センター機能強化事業の基本的考え方について

○機能強化事業の区分基準

「基礎的事業」と「機能強化事業」の区分については、本来はその機能強化に着目した「実質基準」で判断すべきであるため、その判断の具体的な判断基準を示すこととするが、別途簡易な方法として「形式基準」での判断も可能と考える。

(1)実質基準と形式基準

①「実質基準」

当該市町村が補助(委託)事業者へ交付する際に、国の補助金の対象となる事業と独自の事業を区分けしないで交付している場合、事業者の行っている事業の内容によって、基礎的事業と機能強化事業を実質的に判断するもの。

○機能強化事業の実質的な判断の内容

具体的な例としては、

§ 専門的な職員等を配置している場合。

(例)・対象者の障害特性に応じた特別な支援が必要な場合、その資格を有する職員を加配。

・医療福祉分野の社会基盤との連携強化や地域ボランティア育成等のた

めの職員を加配。

§ 基礎的事業以外の事業を行っている場合。

(例)・基礎的事業以外の利用者支援事業

・障害特性に応じて実施する事業

・基礎的事業以外の施設外支援(通院・入院支援、就労支援など)

・家族支援 など

§ 高度な支援を必要とする障害者を受け入れて支援を行っている場合

※ 個別事例について疑義がある場合は、当室へ相談して下さい。

② 「形式基準」

当該市町村が補助(委託)事業者へ交付する際に、国の補助金の対象となる事業と独自の事業を別の要綱に定めるなど、区分けして交付している場合、その区分けによって、基礎的事業と機能強化事業を形式的に判断するもの。

なお、当該市町村が小規模作業所へ補助している場合、地域活動支援センターへの交付額が同規模の作業所へ交付する金額を超えて補助を実施している場合において「機能強化の内容を明確に説明できる場合」、その差額を形式的に機能強化事業と区分けすることも可と考える。

※上記の場合、当然のことながら差額についても合理的な説明を可能としておくことを必要と考える。

(2)金額算定方法について

実質基準による場合、当該追加経費の内容を明細として準備しておくこと。

形式基準については、同規模の小規模作業所に対する補助額との比較表(差額が算出されるもの)を準備しておくこと。

(補助金の精算時の添付資料とすることについて、別途検討中です)

2 チェックシート(参考例)について

別添の参照資料をご覧下さい。

3 会計検査院指摘事案の概要

昨年度、会計検査院による市町村の実地検査の際に、A市における地域生活支援事業のうち、「地域活動支援センター機能強化事業」の事業費算定について指摘を受けたものです。

(指摘内容)

- ・ A市においては、何ら積算根拠もないまま単純に600万円を地域活動支援センターの事業費から控除した残額を機能強化事業の事業費として計上。
- ・ 600万円については、「国から示された」という理由しか説明されなかった。

(注)A市は、平成17年12月26日の障害保健福祉関係主管課長会議で示された資料を根拠として提示した。

(処理内容)

会計検査院から指摘を受けた事案は自立支援法施行後に地域活動支援センターへ移行した作業所であったが、従前の補助水準額などを参考に機能強化事業の事業費を算定し直すこととした。

(別添)

見直し後の「チェックシート」の例

現在、お願いしている地域生活支援事業の実施要綱の見直し等にあたって、自己点検用に以下のチェック項目を例示します。見直しの考え方が生かされているか否かの自己点検用にご使用下さい。

【地域活動支援センター機能強化事業の自己点検におけるチェックシート】

《助成額》

- 過去に当室より例示した金額(17年12月の課長会議資料で例示した補助額)を根拠に区分していないか。
- 区分した基礎的事業の額が同一市町村における同規模の小規模作業所への助成額を下回っていないか。
- 従来、小規模作業所として助成していた場合、機能強化事業を基礎的事業(交付税措置)の上乗せではなく、その基礎的事業分を減額し、トータルで小規模作業所と同額又は減額していないか。

《機能強化事業について対外的な説明が可能となっているか》

- 機能強化事業として職員の加配を行う場合、専門的な資格をもつ職員又は機能強化事業を行うための職員を加配しているか。
- 基礎的事業の事業内容が定められているか。
- 機能強化事業の事業内容が定められているか。

《型式要件》(補助要綱等を区分している場合)

- 基礎的事業部分と機能強化事業部分の事業費が明確に区分けされているか。

小規模作業所の新体系等への移行状況(推移)

平成24年4月時点では、92.5%の小規模作業所が新体系等へ移行している。

平成18年10月時点

移行状況	か所数	割合
移行	757 か所	12.8%
地域活動支援センター	450 か所	7.6%
個別給付事業	163 か所	2.8%
個別給付事業との統合等	144 か所	2.4%
小規模作業所のまま存続	5,150 か所	87.2%

平成20年4月時点

移行状況	か所数	割合
移行	3,166 か所	53.2%
地域活動支援センター	1,828 か所	30.7%
個別給付事業	1,010 か所	17.0%
個別給付事業との統合等	328 か所	5.5%
小規模作業所のまま存続	2,783 か所	46.8%

平成21年4月時点

移行状況	か所数	割合
移行	4,034 か所	68.3%
地域活動支援センター	2,238 か所	37.9%
個別給付事業	1,417 か所	24.0%
個別給付事業との統合等	379 か所	6.4%
小規模作業所のまま存続	1,870 か所	31.7%

平成22年4月時点

移行状況	か所数	割合
移行	4,451 か所	74.7%
地域活動支援センター	2,417 か所	40.6%
個別給付事業	1,618 か所	27.2%
個別給付事業との統合等	416 か所	7.0%
小規模作業所のまま存続	1,505 か所	25.3%

平成23年4月時点

移行状況	か所数	割合
移行	4,891 か所	82.1%
地域活動支援センター	2,525 か所	42.4%
個別給付事業	1,892 か所	31.8%
個別給付事業との統合等	474 か所	8.0%
小規模作業所のまま存続	1,067 か所	17.9%

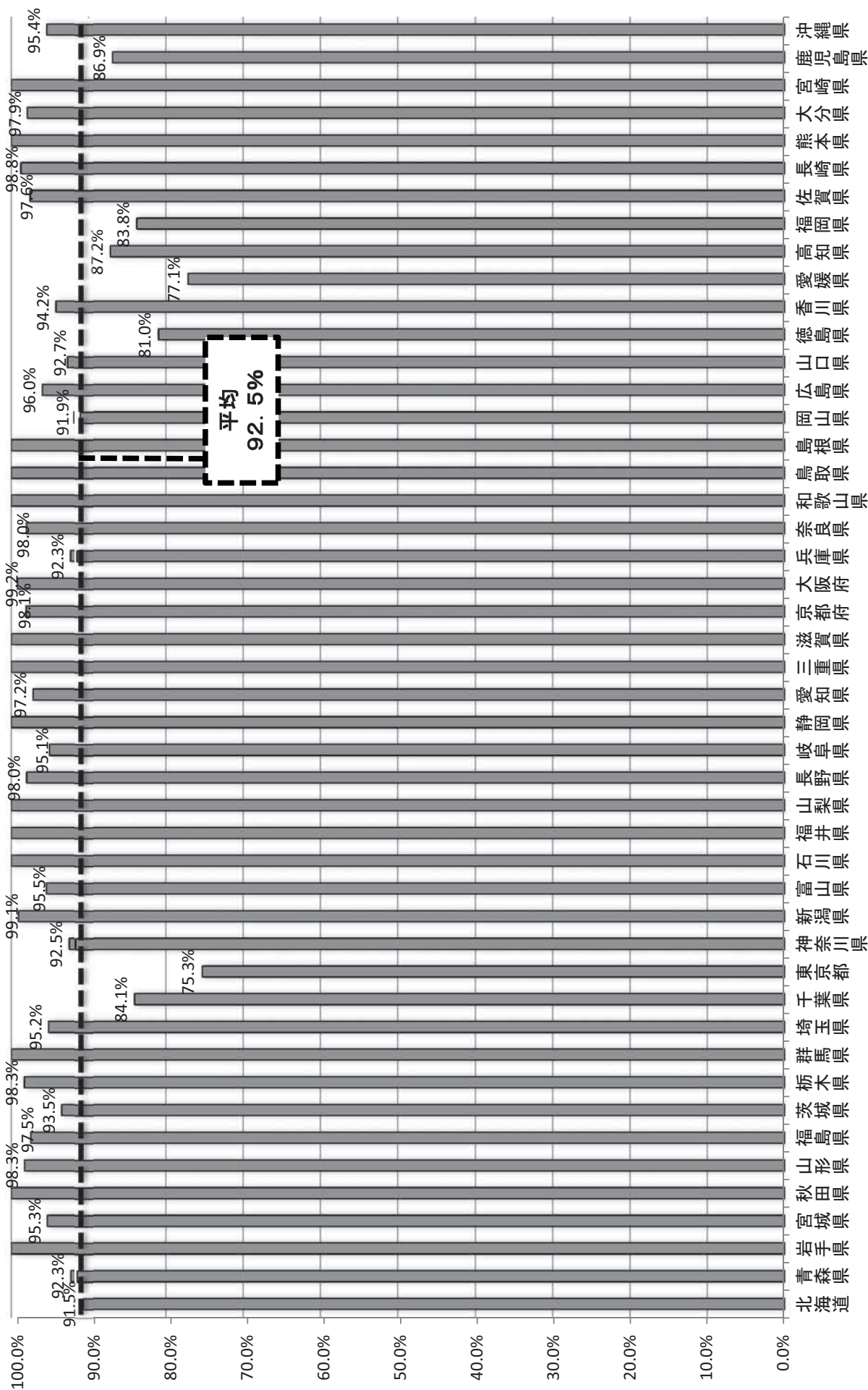
平成24年4月時点

移行状況	か所数	割合
移行	5,464 か所	92.5%
地域活動支援センター	2,712 か所	45.9%
個別給付事業	2,206 か所	37.3%
個別給付事業との統合等	546 か所	9.2%
小規模作業所のまま存続	445 か所	7.5%

(資料1-9)

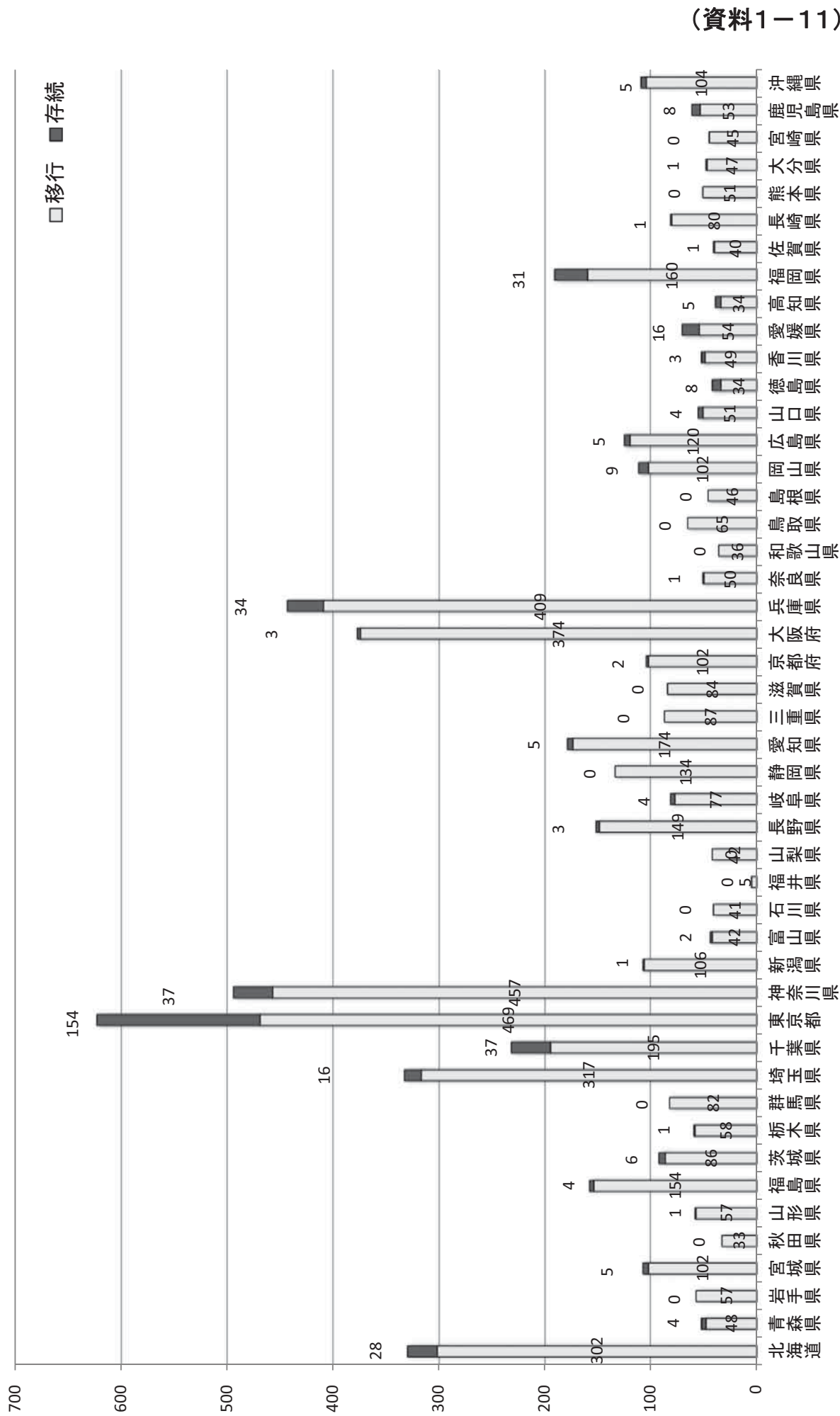
自治体からの報告に基づき、自立支援振興室において集計したものの。

小規模作業所の新体系等への移行状況(都道府県別：移行率)平成24年4月時点



自治体からの報告に基づき、自立支援振興室において集計したものの。

小規模作業所の新体系等への移行状況(都道府県別：か所数)平成24年4月時点



(資料1-11)

自治体からの報告に基づき、自立支援振興室において集計したものの。

聴覚障害者情報提供施設 設置状況

(平成24年12月末日現在)

都道府県(市)	設置	設置予定	都道府県(市)	設置	設置予定
北海道			広島県		
青森県	○		山口県	○	
岩手県	○		徳島県	○	
宮城県			香川県	○	
秋田県			愛媛県	○	
山形県			高知県	○	
福島県			福岡県	○	
茨城県	○		佐賀県		平成25年度以降
栃木県	○		長崎県	○	
群馬県	○		熊本県	○	
埼玉県	○		大分県	○	
千葉県	○		宮崎県	○	
東京都	○		鹿児島県	○	
神奈川県	○		沖縄県	○	
新潟県	○		札幌市	○	
富山県	○		仙台市		
石川県	○		さいたま市		
福井県			千葉市		
山梨県	○		横浜市	○	
長野県	○		川崎市	○	
岐阜県	○		相模原市		
静岡県	○		新潟市		
愛知県			静岡市		
三重県	○		浜松市		
滋賀県	○		名古屋市	○	
京都府			京都市	○	
大阪府	○		大阪市		
兵庫県	○		堺市	○	
奈良県	○		神戸市		
和歌山県	○		岡山市		
鳥取県			広島市		
島根県	○(2箇所)		北九州市	○	
岡山県	○		福岡市		
			計	44	

※「設置」の内容は、身体障害者保護費負担金の交付状況等に基づくものである。

※「設置予定」は、平成19年12月に障害者施策推進本部にて決定された「重点施策実施5か年計画」に基づいて、平成24年度までの設置予定を確認したものである。

視覚障害者情報総合システム「サピエ」の概要

「サピエ」は、視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字、デイジーデータ（音声を利用したデータ）をはじめ、暮らしに密着した地域・生活情報などの情報を提供するネットワークです。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っています。

○サピエ図書館

「サピエ図書館」は、全国の会員施設・団体が製作または所蔵する資料の目録ならびに点字・音声図書出版目録からなる、点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース（約47万件）として広く活用されています。

また、13万タイトルの点字データを保有し、3万タイトルのデイジーデータのダウンロードやストリーミングができ、個人会員はこの点字・デイジーデータを全国どこからでも、あるいは海外にいてもダウンロードが可能です。読みたい本を自由に選べ、直接入手できますので視覚障害者等の読書の自由が広がりました。

○地域・生活情報

図書データだけでなく地域に密着した種々の情報も提供します。地元の情報だけでなく、全国から地域やジャンルを選ぶことができ、居ながらにして全国各地の情報が得られます。

施設・団体は、地域の自治体、企業やボランティアの協力を得て、視覚障害者等への地域の情報発信源として、情報提供の幅を広げることができます。

○ポータルサイト・ゲストページ

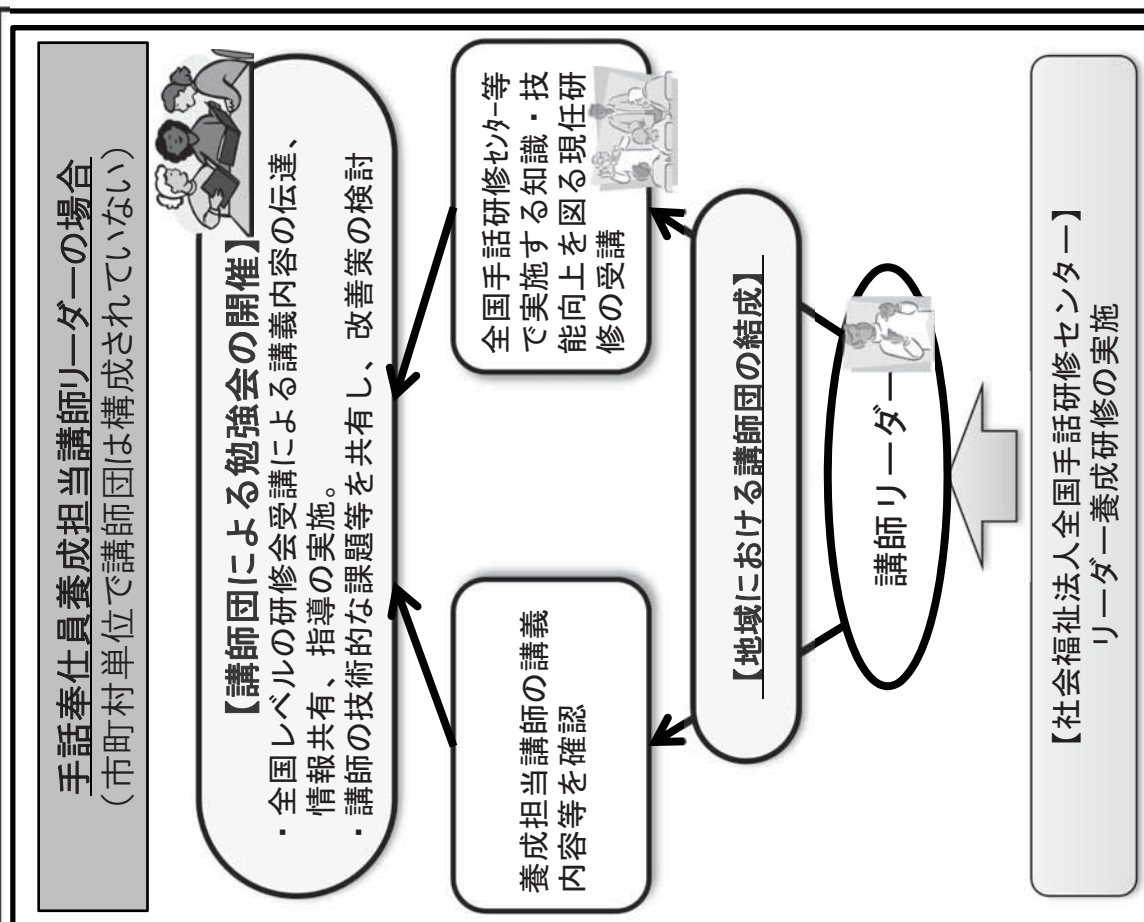
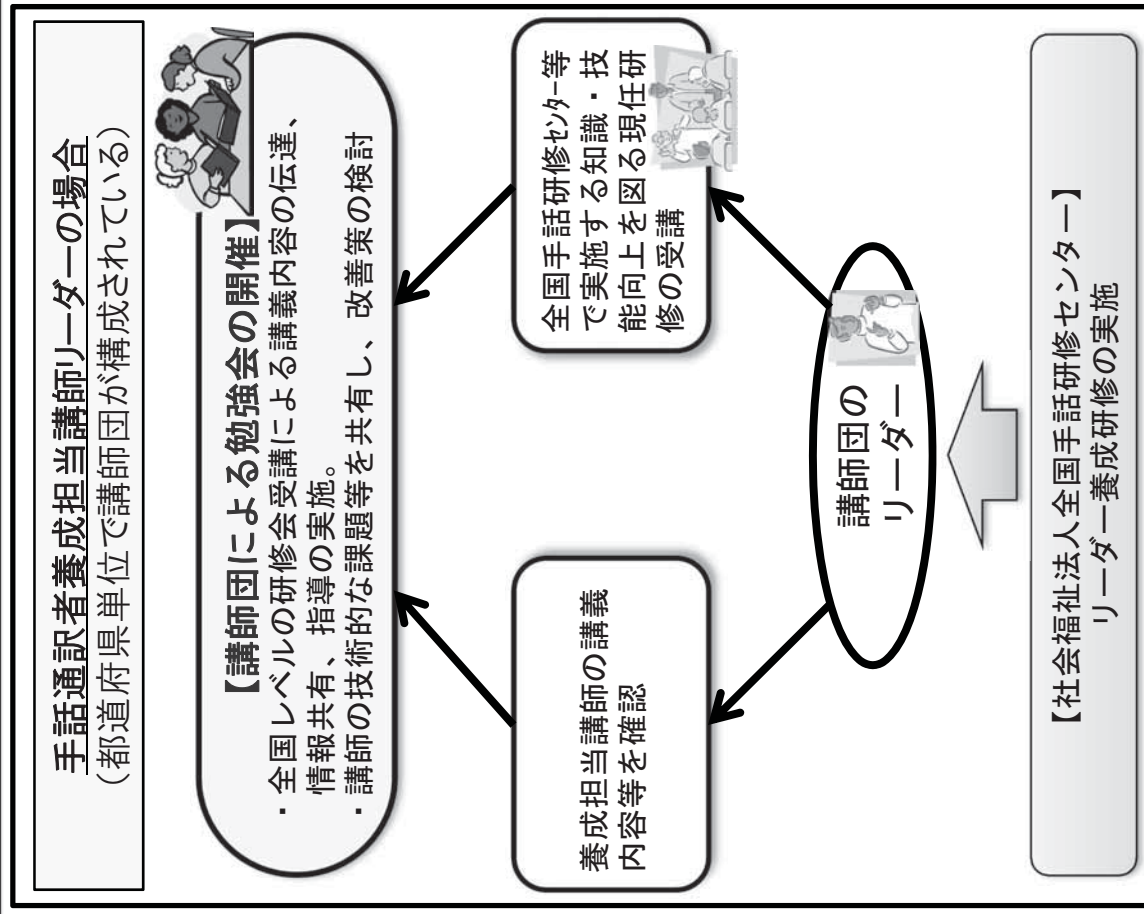
お気に入り情報やリンク集など、インターネットの利用がより楽になる機能を備えています。どなたでも、サピエ図書館の書誌を検索し、地域情報の見出しをみることができ、インターネットから得た情報を地域の情報提供施設に確認できます。

施設・団体に向けては、点字図書・音声図書等の製作の効率化を図るため、インターネットを利用した製作や、製作者同士が連携しやすいシステムを提供し、製作時間の短縮によって会員・地域施設の利用者へのサービス向上を実現します。

「サピエ」は、インターネットを通して、全国の視覚障害者等、ボランティア、情報提供施設・団体をつなぐ「知識」(Sapientia サピエンティア = ラテン語)の広場です。

手話通訳者・手話奉仕員養成担当講師リーダー養成研修事業

(イメージ図)



※講師リーダー養成研修の受講者は、養成担当講師であって全国手話研修センター交付の修了証所持者。